

消防団が河川の水を利用して
放水訓練を実施



河川に水量があるこの時期、消防団が各地で放水訓練を実施しています。ご理解をお願いします。

☎警防課 974-0104、HP 87140

4月臨時会の開催結果

臨時会が4月24日に市役所議場で開かれ、市長提出3議案が原案どおり可決されました。

☎市長提出議案について…法務課 963-9130、議会について…議事課 963-9261

「越谷市電子申請・届出サービス」の
一時利用停止

電子申請のリニューアルに伴い、下記の期間、サービスをご利用になれません。

▶日程：5月14日(水)19:00～22:00

*メンテナンス状況により、停止時間が前後する可能性があります

☎行政デジタル推進課 963-9116、HP 102108

5月12日(月)は
民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、高齢者や障がいのある方、子育て中の方などが安心して暮らせるよう支援している、厚生労働大臣が委嘱するボランティアです。



詳しくは市ホームページをご覧ください。

○民生委員・児童委員に関するパネル展示

▶日程：5月12日(月)～19日(月)

▶会場：エントランス棟1階

*12月1日(月)に民生委員・児童委員の一斉改選が行われます。興味のある方は下記へお問い合わせください

☎福祉総務課 963-9320、HP 8437

「人権擁護委員の日」特設人権相談所

昭和24年6月1日に施行された人権擁護委員法により、国民の基本的人権を擁護する人権擁護委員制度が設けられ、市内には10人の人権擁護委員がいます。全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」に全国で特設人権相談所を開設しています。

▶日時：6月5日(木)10:00～16:00

▶会場：本庁舎4階相談室

▶内容：人権問題に関する無料相談。秘密は厳守します

*毎月第1・3木曜日(祝日の場合は翌週の木曜日)13:00～16:00に、同会場で特設人権相談所を開設しています。詳しくは20面「各種相談」を参照

☎人権・男女共同参画推進課 963-9119、HP 9703

☎…問合せ FAX…ファクス E…メールアドレス HP…ホームページ番号

春日部労働基準監督署の庁舎移転

▶移転日：6月2日(月)(5月30日(金)は臨時閉庁)

▶移転後の所在地：春日部市粕壁東1-20-30春日部労働総合庁舎2階

*ハローワーク春日部は6月9日(月)から業務を開始します(6月6日(金)は臨時閉庁)

☎春日部労働基準監督署 048-735-5471

Jアラート(全国瞬時警報システム)
の全国一斉情報伝達試験

防災行政無線を用いた試験放送を行います。ふだんより大きな音でチャイム音と音声がかかります。

▶日時：5月28日(水)(予備日：6月25日(水))11:00ごろ。気象条件等により中止または変更の場合あり

▶放送内容：「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す)+「こちらは、ぼうさいこしがやです」

☎危機管理室 963-9285、HP 61978

マイナンバーカードの作成

▶申請方法：郵送、パソコン・スマートフォン(交付申請書がない方は、市民課、北部・南部出張所の窓口で発行可。また、電子申請を利用した郵送による発行依頼も可)

○申請サポート窓口

▶時間：8:30～17:00(土・日・祝除く)

▶場所：本庁舎1階市民課マイナンバーカード担当窓口

▶受け取り予約：カードの申請から2カ月ほどで市役所から交付通知書(はがき)を送付。交付通知書が届いたあとに、インターネット、電話で受け取り予約可能

☎市民課マイナンバーカード担当(本庁舎1階) 940-8604、HP 9882・74358

令和6年度男女共同参画に関する
苦情申し出の処理状況の公表

越谷市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を妨げる事案に対する苦情があった場合、苦情処理委員が適切に処理し、毎年市長に処理状況を報告することになっています。

令和6年度の苦情申し出はありませんでした。過去の苦情申し出の処理状況等は、市ホームページ、行政資料コーナー(エントランス棟2階)でご覧になれます。

☎人権・男女共同参画推進課 963-9113、HP 9677

5月1日(木)～6月30日(月)は
不正大麻・けし撲滅運動

大麻の不正な栽培、所持や乱用は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから害がない」などといった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したら、最寄りの県保健所までご連絡ください。

☎春日部保健所 048-737-2133(月曜～金曜日 8:30～17:15)

はかりの定期検査

取引・証明に使用しているはかりは、計量法第19条に基づき2年に1度の検査が必要です。

▶日程・時間・会場：下表のとおり

日程	時間	会場
5月13日(火)～15日(木)	10:00～15:00 (12:00～13:00を除く)	桜井地区センター
5月21日(水)～23日(金)		大相模地区センター

▶対象：ひょう量250kg以下のはかり

▶対象地区：桜井・新方・大袋(大林および大房のみ)・増林・蒲生・川柳・大相模・大沢・越ヶ谷・南越谷地区。蒲生・越ヶ谷・南越谷地区は東武スカイツリーラインの東側のみ

☎くらし安心課 963-9156、HP 9970

越谷都市計画図書(県決定)の
永久縦覧

▶対象となる都市計画：越谷都市計画道路3・4・8号八潮越谷線(令和7年3月7日付で変更)

▶縦覧場所：県都市計画課、市都市計画課、県ホームページ

☎県都市計画課 048-830-5343(さいたま市浦和区高砂3-15-1第二庁舎2階)、都市計画課(本庁舎6階) 963-9221、HP 10124

ふんの放置とイエローチョーク作戦

「イエローチョーク作戦」とは、放置された犬のふんの周りを黄色のチョークで囲むことで、「他人から見られている」ことを飼い主に意識させ、自発的な回収を促す取り組みのことです。



下記でイエローチョークを配布しています。犬のふんの放置でお困りの方は、下記へお問い合わせください。

☎動物管理センター(増森1-5-1) 969-8511、HP 8045

外壁等を塗り替える際の色彩の注意

市では、良好な景観形成を図るため「越谷市景観計画」を策定しており、地域・地区ごとに屋根や外壁の色彩基準を定めています。屋根や外壁



を塗り替えるときは、色彩基準に沿った塗装色であるか事前にご確認ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎都市計画課 963-9221、HP 10012

市内全域を宅地造成等工事規制区域
に指定

本市は、5月26日に市内全域を宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定します。また、それに伴い、越谷市まちの整備に関する条例の一部を改正し施行します。

区域指定後に許可を要する宅地造成等を行う場合、許可等の手続きが必要となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎開発指導課 963-9234、HP 90928